

LED誘導灯

誘導灯の解説

1 誘導灯の区分 (消防法施行規則第28条の3)

誘導灯は消防法施行規則第28条の3および消防予第245号(平成11年9月21日)に基づき、A級～C級に区別されています。

等級	適合する誘導灯			
	避難口誘導灯		通路誘導灯(階段に設けるものを除く)	
	高輝度誘導灯	従来形誘導灯	高輝度誘導灯	従来形誘導灯
A級 表示面縦寸法 0.4m以上	40形 	大形誘導灯(40W×2タイプ) 	40形 	大形誘導灯(40W×2タイプ)
B級 表示面縦寸法 0.2m以上 0.4m未満	BH形 20A形 	特殊大形誘導灯(40・35・32W×1タイプ) 	20A形 	特殊大形誘導灯(40・35・32W×1タイプ)
	BL形 20B形 	中形誘導灯(20W×1タイプ) 	20B形 	中形誘導灯(20W×1タイプ)
C級 表示面縦寸法 0.1m以上 0.2m未満	10形 	小形誘導灯(10W×1タイプ) 	10形 	小形誘導灯(10W×1タイプ)

2 誘導灯の設置基準 (消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の3)

区分	防火対象物	避難口誘導灯		通路誘導灯(室内)		通路誘導灯(廊下)		通路誘導灯(階段)		客房誘導灯	
		設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	設置対象	設置対象
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場 ロ 公会堂または集会場	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、その他これに類するもの ロ 遊技場またはダンスホール	全部	A級又はB級BH形又はB級BL形の点滅機能付	全部	A級又はB級BH形	全部	全部	全部	全部	全部	全部
	ハ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二ならびに(1)項イ、(4)項、(5)項イおよび(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。) ニ カラオケボックスその他遊興のための設備または物品を個室(これに類する施設を含む。) において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	全部	A級又はB級BH形又はB級BL形の点滅機能付	全部	A級又はB級BH形	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(3)	イ 待合、料理店、その他これに類するもの ロ 飲食店	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(4)	イ 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗または展示場 ロ 旅館、ホテルまたは宿泊所、その他これらに類するもの	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(5)	イ 寄宿舍、下宿または共同住宅 ロ 病院、診療所または助産所	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(6)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。) 介護老人保健施設・救護施設・乳児院・知的障害児施設・盲ろうあ児施設(通所施設を除く。) 肢体不自由児施設(通所施設を除く。) 重症心身障害児施設・障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものに限る。) 老人福祉法第5条の2第4項もしくは第6項に規定する老人短期入所事業もしくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設または「障害者自立支援法第5条第8項もしくは第10項に規定する短期入所もしくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)	全部	避難口C級以上 矢印付はB級以上	全部	通路C級以上	全部	全部	全部	全部	全部	全部
	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター・老人介護支援センター・更正施設・助産施設・保育所・児童擁護施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設(通所施設に限る。) 肢体不自由児施設(通所施設に限る。) 情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・身体障害者福祉センター・障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものを除く。) 地域活動支援センター・福祉ホーム・老人福祉法第5条の2第3項もしくは第5項に規定する老人デイサービス事業もしくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設または障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項もしくは第13項から第16項までに規程する生活介護・児童デイサービス・短期入所・共同生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援もしくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	全部	避難口C級以上 矢印付はB級以上	全部	通路C級以上	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(7)	イ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校、その他これに類するもの ロ 図書館、博物館、美術館、その他これに類するもの	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(8)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(9)	イ 車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降または待合の用に供する建築物に限る) ロ 神社、寺院、教会、その他これに類するもの	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(10)	イ 工場または作業場 ロ 映画スタジオまたはテレビスタジオ	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(11)	イ 自動車庫または駐車場 ロ 飛行場または回転翼航空機の格納庫	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(12)	イ 倉庫 ロ 前各項に該当しない事業所	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部
(13)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	(1)項の用途部分
(14)	イ 地下街 ロ 建築物の地階[(16)の2)項に掲げるものの地階を除く]で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道と合わせたもの[(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る]	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部	(1)項の用途部分

全部…その建物のどの階にあって設置 地階…その建物の地階だけに設置 11階以上…その建物の11階以上の部分だけに設置 無窓階…建築物の地上階のうち避難上または消火活動上有効な開口部を有しない階 ※16項イ 複合防火対象物の中で、用途が5項イ、6項の場合は避難口・通路誘導灯ともにC級以上をご使用いただけます。

LED誘導灯

誘導灯の解説

3 誘導灯の有効範囲 (消防法施行規則第28条の3)

避難口誘導灯および通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の各号に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とする。ただし、当該誘導灯を容易に見通すことができない場合または識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする。

● 誘導灯および誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて
(消防予245号/平成11年9月21日より抜粋)

種類	区分	有効範囲:距離(m)	
		距離方向を示すシンボルのないもの	距離方向を示すシンボルのあるもの
避難口	A級	60	40
	B級BH形	30	20
	B級BL形		
	C級	15	
通路	A級		20
	B級BH形		15
	B級BL形		
	C級		10

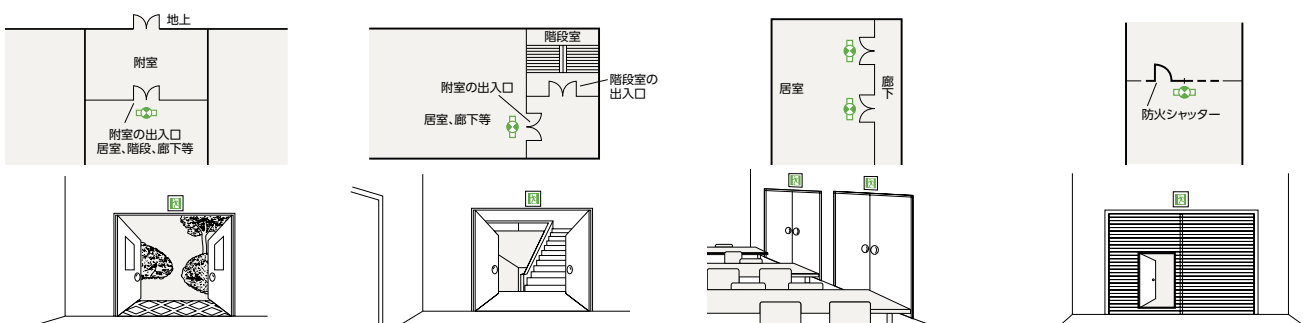
誘導灯を容易に見通し、かつ識別することができない例

誘導灯を容易に見通し、かつ識別することができない例		備考
壁面があり、影になる部分がある場合		
階段により階数かわる場合		
0.4m以上のはりがある場合	防煙壁がある場合	吊具などにより表示上部が障害物より下方にある場合は見通せるものとするが、そうでない場合は見通しはきかないものとする。
一定以上の高さのパーティションがある場合	一定以上の高さのショーケース、棚がある場合	一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に避難上有効に設けられている場合には、見通せるものとする。
一定以上の高さの可動間仕切りがある場合		
吊広告、垂れ幕がある場合	吊広告、垂れ幕	吊広告などにより表示上部が障害物より下方にある場合は見通せるものとするが、そうでない場合は見通しはきかないものとする。吊広告などを設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

4 避難口誘導灯の設置 (消防法施行規則第28条の3)

避難口誘導灯は、次の(イ)～(ニ)までにかかげる避難口の上部またはその直近の避難上有効な箇所に設けること。

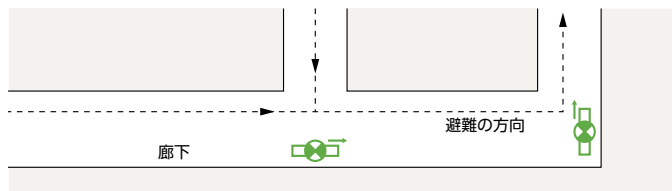
- (イ) 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)
- (ロ) 直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)
- (ハ) イまたはロに掲げる出入口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口(その部分から容易に当該出入口に至ることができる居室の場合を除く)
- (ニ) イまたはロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの(くぐり戸付の防火シャッターを含む)がある場所



5 通路誘導灯の設置 (消防法施行規則第28条の3、消防予第245号[平成11年9月21日])

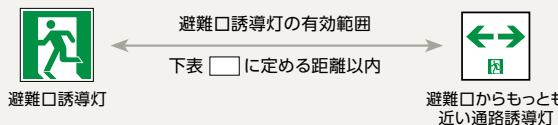
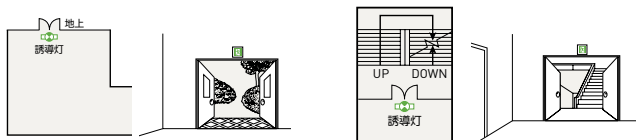
通路誘導灯は、廊下または通路のうち、次の1から3までに掲げる箇所に設けること。

1 曲がり角



2 下図(イ)及び(ロ)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲の箇所

- (イ)屋内から直接地上へ通じる出入口 (附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)
- (ロ)直通階段の出入口 (附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)



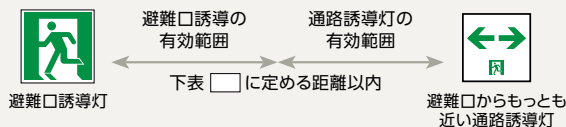
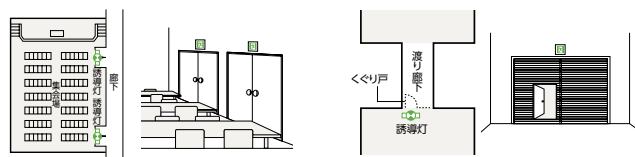
(例) 避難口にB級(矢印なし)を設置の場合は30m以内に1台目の通路誘導灯を設置

(イ)および(ロ)の 避難口誘導灯の区分	距離	
	避難方向を示す シンボルのないもの	避難方向を示す シンボルのあるもの
避難口A級	60m	40m
避難口B級	30m	20m
避難口C級	15m	

3 (イ)および(ロ)のほか、廊下または通路の各部分(避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く)を通路誘導灯の範囲内に包括するために必要な箇所

①下図の(ハ)及び(ニ)の避難口への通路誘導灯の配置

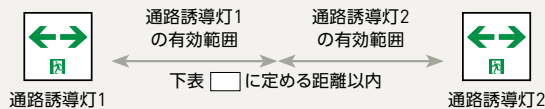
- (ハ) (イ)、または(ロ)に掲げる出入口に通じる廊下、または通路に通じる出入口 (その部分から容易に当該出入口に至ることができる居室の場合を除く)
- (ニ) (イ)、または(ロ)に掲げる出入口に通じる廊下、または通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの(くぐり戸付きの防火シャッターを含む)がある場所。



(例) 避難口にB級(矢印なし)、通路にC級を設置の場合は"30+10=40m"以内に一台目の通路誘導灯を設置

区分	距離	
	避難方向を示す シンボルのないもの	避難方向を示す シンボルのあるもの
避難口A級	60m	40m
避難口B級	30m	20m
避難口C級	15m	
通路 A級		20m
通路 B級		15m
通路 C級		10m

②通路誘導灯間の配置



(例) 通路にともにC級を設置の場合は"10+10=20m"以内の間隔で通路誘導灯を設置

区分	距離
通路 A級	20m
通路 B級	15m
通路 C級	10m

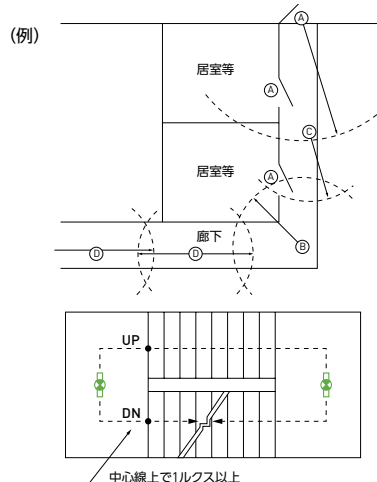
避難口誘導灯および通路誘導灯を設置する場合の手順 (消防予第245号/平成11年9月12日より抜粋)

設置場所:居室・廊下

- (1) 規則第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。…A
- (2) 曲がり角に通路誘導灯を設ける。…B
- (3) 主要な避難口(規則第28条の3第3項第1号イおよびロに掲げる避難口)に設置される避難口誘導灯の有効範囲の箇所に通路誘導灯を設ける。…C
- (4) 廊下または通路の各部分について、A~Cの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。…D
- (5) 以上のほか、防火対象物またはその部分の位置、構造および設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

設置場所:階段

階段または傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面または踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。



LED誘導灯

誘導灯の解説

6 誘導灯の消灯 (消防法施行規則第28条の3)

誘導灯は、常時規定の明るさで点灯していなければならないが、当該防火対象物が無人である場合、または次のイから八までに掲げる場所に設置する場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、この限りではない。(誘導灯を消灯してもよい) 【解説】誘導灯の消灯には、誘導灯用信号装置と連動開閉器が別途必要となります。

- イ 外光により避難口または避難の方向が認識できる場所
- ロ 利用形態によって、とくに暗さが必要である場所
【解説】劇場、映画館、プラネタリウム、遊園地アトラクションなどの施設
- ハ 主として当該防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者の使用に供する場所
【解説】(1)ここでいう「当該防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物(特に避難経路)について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
【解説】(2)また、当該規定においては、令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロおよび(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

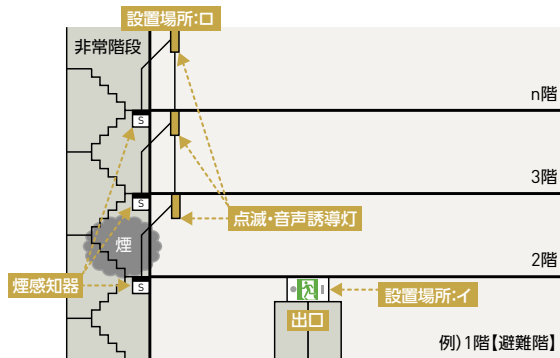
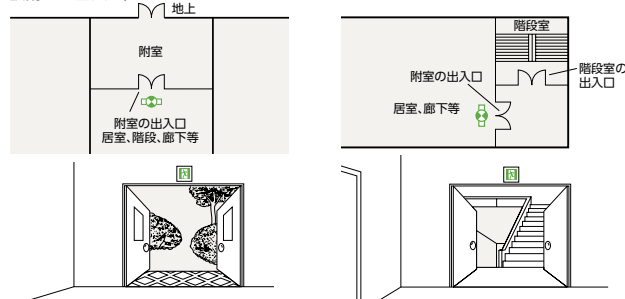
7 点滅・音声機能付誘導灯

点滅機能または音声誘導機能の付加は任意(点滅機能にあっては、規則第8条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く)であるが、次に掲げる防火対象物またはその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置することが望ましい。

- (ア) 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち視力または聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分
 - (イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板などにより誘導灯の視認性が低下する恐れのある部分
 - (ウ) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分
- 誘導灯に設ける点滅機能または音声誘導機能は、次のイから八までに定めるところによること。

- イ 右図の(イ)または(ロ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯を設けてはならない。
- ロ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。
【解説】点滅形誘導灯・誘導音付点滅形誘導灯には、誘導灯信号装置が別途必要となります。
- ハ 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅および音声誘導が停止すること。
【解説】誘導灯器具1台に1個の煙感知器(第2種あるいは第3種の蓄積形煙感知器)を接続します。通常、階段室に設置され、下階からの煙を感知して動作を停止します。
- ニ 音声警報機能付の非常放送設備と併せて使用する際の誘導音装置付誘導灯の音圧レベルは、当該装置の中心から1m離れた位置で70dBに調整されていること。(消防予第302号平成6年11月30日より)
【解説】誘導音装置はすべてボリューム付です。70~90dBに調整可能です。

(イ) 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)
(ロ) 直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)

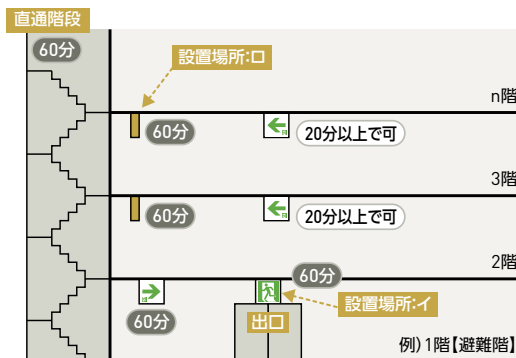
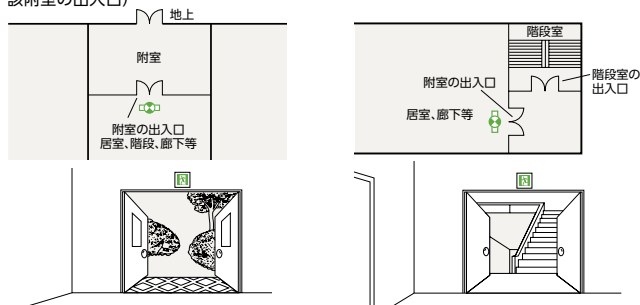


8 長時間(60分間)定格形誘導灯の設置

防火対象物のうち、1から4のいずれかに該当する場合で、下図(イ)(ロ)に掲げる避難口、避難階の(イ)に通じる廊下および通路ならびに直通階段に設けるものにあつては、非常電源の容量を60分間とすること。(20分を超える時間における作動に係る容量にあっては自家発電によるものを含む)また、対象外となっていた平成11年以前に設置された20分間タイプの誘導灯も、60分間タイプへ設置変更のこと。

- 1 延べ面積5万平方メートル以上
- 2 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万平方メートル以上
- 3 延べ面積千平方メートル以上の地下街
- 4 地下駅舎(乗降場、階段、通路など)
(消防長、又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの)

(イ) 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)
(ロ) 直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)



※直通階段については、避難の方向の確認(当該階の表示など)ができる場合には、[60分定格形非常灯]の設置により、通路誘導灯の設置は不要となります。

9 誘導灯の設置免除 (消防法施行規則第28条の2、告示第2号/消防予第245号(平成11年9月21日))

(1) 誘導灯および誘導標識を設置することを要しない防火対象物またはその部分(消防法施行規則第28条の2)

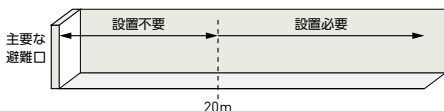
避難口
誘導灯

居室の各部分から主要な避難口を容易に見通し、かつ、識別することができる階で、当該避難口にいたる歩行距離が避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下であるものとする。

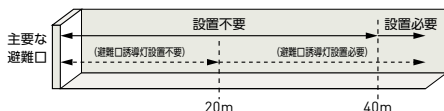
通路
誘導灯

①居室の各部分から主要な避難口またはこれに設ける避難口誘導灯を容易に見通し、かつ、識別することができる階で、当該避難口にいたる歩行距離が避難階にあっては40m以下、避難階以外の階にあっては30m以下であるもの。
②階段または傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難に必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認(当該階の表示等)ができる場合

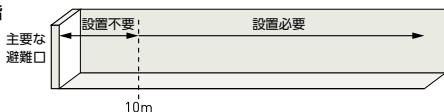
避難階



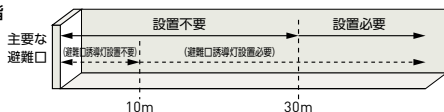
避難階



避難階以外の階



避難階以外の階



区分	防火対象物	避難口誘導灯		通路誘導灯(室内)		通路誘導灯 階段、傾斜路
		避難階	避難階以外の階	避難階	避難階以外の階	
		無窓階除く	地階、無窓階除く	無窓階除く	地階、無窓階除く	
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場 ロ 公会堂または集会場					
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、その他これに類するもの ロ 遊技場またはダンスホール					
	ハ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二ならびに(1)項イ、(4)項、(5)項イおよび(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備または物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの					
(3)	イ 待合、料理店、その他これに類するもの ロ 飲食店					
(4)	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗または展示場					
(5)	イ 旅館、ホテルまたは宿泊所、その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿または共同住宅					
(6)	イ 病院、診療所または助産所 ロ 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。) ハ 老人福祉法第5条の2第4項もしくは第6項に規定する老人短期入所事業もしくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設または(障害者自立支援法第5条第8項もしくは第10項に規定する短期入所もしくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。))	歩行距離20m 以内は免除	歩行距離10m 以内は免除	歩行距離40m 以内は免除	歩行距離30m 以内は免除	免除
	ニ 老人サービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター・老人介護支援センター・有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。) ハ 更正施設・助産施設・保育所・児童擁護施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設(通所施設に限る。) ニ 児童家庭支援センター・身体障害者福祉センター・障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。) ハ 地域活動支援センター・福祉ホーム・老人福祉法第5条の2第3項もしくは第5項に規定する老人サービス事業もしくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設または障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項もしくは第13項から第16項までに規程する生活介護・児童サービス・短期入所・共同生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援もしくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	条件 居室の各部分から 主要な避難口を容 易に見通し、かつ識 別できること		条件 居室の各部分から 主要な避難口また はこれに設ける避 難口誘導灯を容 易に見通し、かつ識 別できること		条件 ※ 下記 参照
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校、その他これに類するもの					
(8)	図書館、博物館、美術館、その他これに類するもの					
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場					
(10)	車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降または待合の用に供する建築物に限る)					
(11)	神社、寺院、教会、その他これに類するもの					
(12)	イ 工場または作業場 ロ 映画スタジオまたはテレビスタジオ					
(13)	イ 自動車庫または駐車場 ロ 飛行場または回転翼航空機の格納庫					
(14)	倉庫					
(15)	前各項に該当しない事業所					
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物					
(1602)	地下街					設置を要する
(1603)	建築物の地階[(16)2項に掲げるものの地階を除く]で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道と合わせたもの[(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る]					設置を要する

注1) 上表は消防法に規定する防火対象物を抜粋しています。(16)項イ(複合防火対象物)の中で誘導灯の設置を考える際、(5)項イ、(6)項は避難口・通路誘導灯ともにC級以上が使用できます。

注2) (1)項イ、(4)項、(5)項イ、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるものを除く。

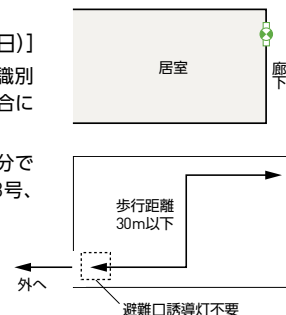
※「非常用の照明装置」により、避難に必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認(当該階の表示等)ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。

(2) 避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件[消防庁告示第2号(平成11年9月21日)、消防予第408号(平成21年9月30日)]

規則第28条の3第3項第1号(ハ)の消防庁長官が定める居室は、室内の各部屋から当該居室の出入口を容易に見通し、かつ、識別できるもので、床面積が100平方メートル(主として防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者の使用に供する場合にあっては400平方メートル)以下であるとする。

誘導灯及び誘導標識の設置を要しないこととされている令第26条の避難が容易であると認められる防火対象物又はその部分で総務省令で定めるものとして、避難階にある居室で次の①から③までに該当するものを加えたこと(規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号関係)。

- ①直接地上に通ずる出入口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有していること。
- ②室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別できることができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。
- ③消防庁長官が定めるところにより、蓄光式誘導標識が設けられていること。



LED誘導灯

誘導灯の解説

蓄電池内蔵形の特長

密閉形ニッケルカドミウム (Ni-Cd) または

密閉形ニッケル水素 (Ni-MH) 蓄電池使用

器具に内蔵する非常電源には密閉形ニッケルカドミウム (Ni-Cd) または、密閉形ニッケル水素 (Ni-MH) 蓄電池を使用していますから、鉛蓄電池のように補液の保守作業や液もれ等の心配はありません。

自動切替式

自動切替装置を内蔵していますから、非常時 (停電時) には自動的に内蔵の非常電源に切り替わり、基準の20分または60分以上有効に非常点灯します。

個別制御自動点検機能

24時間通電後、自動点検スイッチを3秒以上押すことにより定格時間非常点灯し、内蔵する蓄電池の状態を判定します。

自動充電装置採用

自動充電装置を採用していますから、万一停電などで電池が放電しても通電後自動的に充電され、24時間で再び20分または60分以上有効に非常点灯します。

点検スイッチ付

器具に設けられている点検スイッチを操作している間は停電と同じ状態になり非常点灯の確認が容易にできます。

配線方法

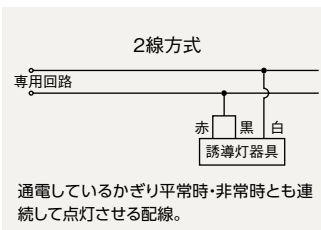
三菱誘導灯の電源線 (白・黒・赤線) は次のように配線してください。器具には速結端子台が付いていますから12mm皮ムキして差し込むだけのワンタッチで結線作業は終わり、作業の大幅な省力化が図られます。

(防水形、HACCP対応、クリーンルーム用を除く)

平常時に消灯をしない配線 - 単相2線2線式配線 -

● 誘導灯は原則として、この2線式配線で結線してください。

● 配線は誘導灯専用回路とし器具の電源線と直接結線してください。回路の途中には消灯スイッチやコンセント等を設けないでください。



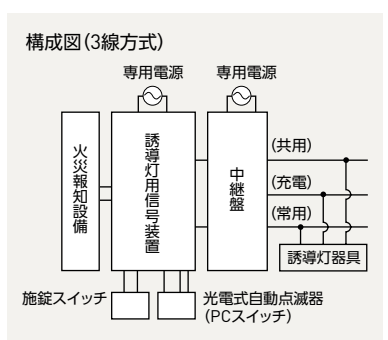
● 電源端子台は赤と黒の電源線の間を渡り線が差し込んであります。そのまま赤線または黒線いずれかの端子と白線端子に結線してください。防水形等口出線付器具は、赤線と黒線を束ねて結線してください。

平常時に消灯できる配線 - 単相2線3線式配線 -

● 外光により避難の方向が認識できる場所や、利用形態で暗さが必要で、誘導灯を消灯したい場合に3線配線をご利用ください。

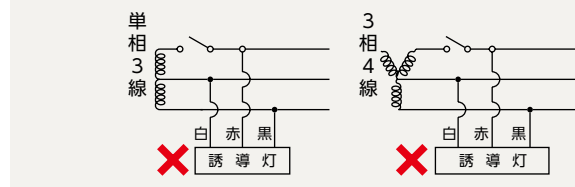
● 充電回路の配線は誘導灯専用回路とし器具の電源線と直接結線する必要があります。

● 電源端子台の赤線と黒線との渡り線を外し、白線端子と黒線端子に充電回路 (専用回路) を結線し、赤線端子に消灯スイッチ回路を結線することにより、平常時ランプの消灯ができます。この場合ランプを消灯しても充電回路 (専用回路) は切れませんので連続して充電が行われます。口出線付器具は白・黒・赤線それぞれ同様に結線してください。



絶対にしてはならない配線

3線式配線の電源は必ず単相2線としてください。誤って単相3線、3相4線の電源から3線式配線をすると、器具内部品を焼損することがあります。



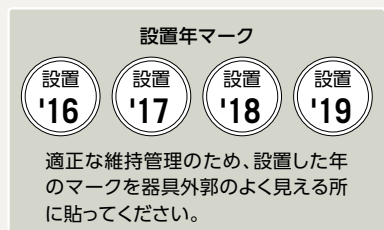
誘導灯設置時のご注意

- 誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- 電源は、第24条第3号の規定の例により設けること。
- 非常電源は、蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間 (消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の前項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直接階段に設けるものあっては、60分間) 作動できる容量 (20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては、自家発電設備によるものを含む。) 以上とするほか、第12条第1項第4号イ (イ) から (ニ) まで及び (ハ)、ロ (ロ) から (ニ) まで、ハ (イ) から (ハ) まで並びにこの規定の例により設けること。
- 配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- 内蔵蓄電池は、必ず24時間以上充電してから非常点灯を確認すること。

誘導灯「設置年マーク」シール貼付のお願い

当社では、誘導灯・階段通路誘導灯兼用形非常灯に設置年マークを貼り付けることで誘導灯器具の設置時期の明確化を推進しています。これにより適正な一斉交換推奨時期と一斉交換必要時期 (耐用限度) がひと目で確認でき、また適正な維持管理を行うことにより誘導灯の信頼性・安全性の向上を図ることができると考えております。誘導灯を設置の際は、設置年を示す「設置年マーク」シールを貼り付け、計画的な維持管理をご推進ください。

- 対象器具
避難口誘導灯、通路誘導灯、階段通路誘導灯
- 実施内容
「設置年マーク」シールを同梱します。
(4年分)
- 貼付場所
「設置年マーク」シールは、認定証紙の近くに貼付してください。

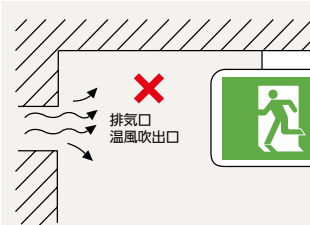


設置時のチェックポイント

誘導灯器具取付けの際には、器具に付属された取扱説明書をよくお読みになってください。

設置環境と取付けについて

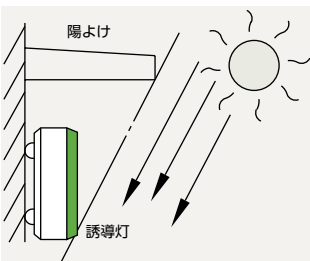
- 誘導灯器具は電池およびランプの温度特性上、周囲温度5℃～35℃の範囲でご使用ください。特に電池は高温に対して寿命に与える影響が大きいので直射日光や空調機器等の排気口、温風吹出口付近への取付けは避けてください。



- 振動や衝撃のかかる場所、および温泉地など硫黄成分や腐食性ガスの生じる場所には使用しないでください。また強風であられる恐れのある場所に取付ける場合は補強工事を考慮してください。

- 電池内蔵形器具はインサートポルト、アウトレットボックス(ボックスカバー付)などによりしっかりと取付けてください。また適宜天井補強等を施してください。

- 防雨形誘導灯を屋側に取付ける場合、直射日光を避けるため、軒下を選ぶか、陽よけを必ず設けてください。直射日光があたると器具内が異常高温になり電池劣化を早め有効に非常点灯しない原因になります。また、表示板の変形、変色の原因にもなります。



- ポリエチレン系絶縁体を使用したEM(エコマテリアル)ケーブルをご使用される場合には、端末部付近の絶縁体露出部を黒テープなどで覆い、保護を施してください。感電・火災の原因となります。(EMケーブル(EM-EEF)=600Vポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンシースケーブル平形)

配線と結線について(前ページ配線方法も参照ください)

- 誘導灯は専用回路とすることが消防法に定められています。配線方法をよく確認したうえで行なってください。
- 消灯スイッチを設ける3線式配線では器具に貼付してある電源表示票にもとづき、白線と黒線の電源線を専用回路(充電回路)とし、赤線を消灯スイッチに結線してください。
- 電池とインバータのコネクタは電源通電後差し込んでください。通電前ですと電池が放電してしまいます。

使用部品について

- ランプは必ず器具銘板に記載されたランプをご使用ください。

誘導灯の届出

- 誘導灯を設置したときは、試験結果報告書を添えて設置届を所轄消防署に提出することが義務付けられています。

その他

- 常時給電の必要があります。やむをえず長時間電源を切る場合、または保管中は、電池の接続端子を外してください。

保守・点検の要領

- 誘導灯は非常時(停電時)に確実に非常点灯するかどうかを6ヶ月に1回は定期的に点検することが義務付けられています。
- 消防法では、20分または60分以上有効に非常点灯しなければならないよう規定されています。
- 非常点灯の切替確認の点検は、器具に付いている点検スイッチを押すか、または引きつづけるか、電源を遮断して行なってください。個別制御方式自動点検機能付器具については、器具に付いている自己点検スイッチにより、定格時間非常点灯するかどうか確認する事が可能です。
- 電池は寿命に限りがあり、一般的には4～6年ですが、電源の状態および周囲温度によって大きな影響を受けますので20分間または60分間有効に動作しなくなったら適宜交換していただく必要があります。
- 交換電池は定格に合う指定形名のものをお使いください。また使用済電池は環境保全と資源再利用のため、お近くの回収拠点へお送りください。(巻末の回収拠点一覧表を参照)
- 器具の改造、部品の追加はしないでください。誘導灯は製品仕様ごとの認定品です。特殊仕様が必要な場合は別途ご相談ください。